

○山梨市リユース食器導入促進事業補助金交付要綱

平成 23 年 4 月 1 日

告示第 38 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、山梨市内の行政区、商店会、商工会及び NPO 等の団体がイベント等の事業を実施する際に、繰り返し使用することのできる飲食容器（以下「リユース食器」という。）を利用する費用の一部を補助することにより、ごみの発生抑制及びリユース意識の啓発を行い、もってごみの減量を図ることを目的とし、補助金の交付に関しては、山梨市補助金等交付規則（平成 17 年山梨市規則第 43 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(補助金の対象事業)

第 2 条 補助金の対象となる事業は、山梨市内の行政区、商店会、商工会、NPO 及びその他市長が認める団体（以下「団体」という。）が山梨市内において、参加者にリユース食器を用いて飲食品を提供する事業とする。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、リユース食器レンタル費用の 5 分の 4 で 3 万円を限度とし、1 円未満の端数は切り捨てた額とする。ただし、リユース食器の紛失又は破損等による弁償額については補助対象としない。

(補助金交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする団体は、市長に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 山梨市リユース食器導入促進事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業内容がわかる書類
- (3) リユース食器レンタル見積書の写し

2 補助金交付申請書の提出期日は、原則として事業実施日の 14 日前までとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第 5 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容が補助事業の目的及び内容が適正であるかについて審査し、補助金の交付を決定したときは山梨市リユース食器導入促進事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、条件を付して、当該団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査により補助金の交付をしないと決定したときは山梨市リユース食器導入促進事業補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により当該団体に通知するものとする。

(決定の取消し)

第6条 市長は、補助金交付の決定をした場合において、補助金の交付を申請した団体が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又は交付条件に違反したとき
- (2) 補助事業の実施を中止したとき
- (3) 虚偽の申請又は不正の手段によって補助金の交付を受けたとき
- (4) その他市長が認めたとき

(実績報告)

第7条 団体は、事業終了後速やかに次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(様式第4号)
- (2) リユース食器レンタルの領収書の写し
- (3) リユース食器利用状況写真

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告に係る書類を審査し、その内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、山梨市リユース食器導入促進事業補助金確定通知書(様式第5号)により当該団体に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた団体は、補助金の交付を受けようとするときは山梨市リユース食器導入促進事業補助金請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成28年3月31日に限り、その効力を失う。

附 則(平成25年3月29日告示第74号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

年 月 日

山梨市長 様

団体名

代表者名

電話番号

印

山梨市リユース食器導入促進事業補助金交付申請書

このことについて、山梨市リユース食器導入促進事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 イベントの名称
- 2 開催日時及び場所
- 3 イベントの内容（目的、参加予定人数等）
- 4 補助金交付申請額 金 円
- 5 リユース食器（見込み）数量

*申請書には、イベントの内容（事業計画書、チラシ、パンフレット等）がわかるもの及び見積書の写しを添付すること。

第 号
年 月 日

様

山梨市長

印

山梨市リユース食器導入促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました山梨市リユース食器導入促進事業補助金について、次の条件を付けて交付します。

交付決定額 金 _____ 円

- 1 補助金は、申請した事業の経費のみに使用してください。
- 2 事業終了後、速やかに山梨市リユース食器導入促進事業補助金実績報告書（様式第 3 号）、リユース食器の種類ごとの金額がわかる領収書及びリユース食器利用状況写真を提出してください。
- 3 次の各号に該当したときは、補助金の交付の全部もしくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
 - (1) 補助金の交付決定の内容又は交付条件に違反したとき
 - (2) 補助事業の実施を中止したとき
 - (3) 虚偽の申請又は不正の手段によって補助金の交付を受けたとき
 - (4) その他市長が認めたとき

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

山梨市長

印

山梨市リユース食器導入促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました山梨市リユース食器導入促進事業補助金
については、次の理由により交付しないことを決定しましたので、通知します。

理由

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

山梨市長 様

団体名
代表者名 印
電話番号

山梨市リユース食器導入促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた山梨市リユース食器導入促進事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 イベントの名称
- 2 開催日時及び場所
- 3 イベントの内容（目的、参加人数等）
- 4 補助金交付決定額 金 円
- 5 リユース食器（使用）数量

*実績報告書には、使用したリユース食器の種類ごとの金額がわかる領収書、リユース食器利用状況写真を添付すること。

様式第 5 号 (第 8 条関係)

第 年 月 日 号

様

山梨市長

印

山梨市リユース食器導入促進事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告されたました山梨市リユース食器導入促進事業
については適正と認められましたので、次のとおり補助金の確定額を通知します。

補助金確定額 金 _____ 円

